

徳島県告示第二百四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

宍喰加入区 鞆浦加入区 浅川加入区 出羽島加入区 牟岐西加入区 日和佐町加入区
木岐加入区 志和岐加入区 阿部加入区 伊座利加入区 伊島加入区 橘町加入区 中
林加入区 福村加入区 大瀨加入区 中島加入区 今津加入区 里浦加入区 鳴門加入
区